

2020年9月

## 令和元年会社法改正に伴う 会社法施行規則等の一部改正案について

弁護士 塚本 英巨 / 弁護士 坂本 佳隆

### Contents

- 株主総会資料の電子提供制度の創設に伴う規定の新設・整備等
- 取締役等の報酬等に関する規律の改正に伴う規定の新設・整備等
- 会社補償・D&O 保険に関する規律の導入に伴う規定の新設・整備等
- 社外取締役の設置の義務付け等に伴う規定の削除・整備等
- 社債に関する規律の導入に伴う規定の新設・整備等
- 株式交付制度の創設に伴う規定の新設・整備等
- その他

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号。以下「改正法」といいます。)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号。以下「整備法」といいます。)が2019年12月4日に成立し、同月11日に公布されました。そして、これらの改正に伴う会社法施行規則等の改正案(以下「改正省令案」といいます。)が、2020年9月1日に公表され、同月30日までの期間でパブリックコメント手続に付されました。

施行時期については、改正法の施行日(本ニュースレター作成時点では2021年3月1日となる予定です。)からとされています。ただし、弁護士会登記令、独立行政法人等登記令及び組合等登記令の改正規定は、整備法附則第2号に掲げる規定の施行の日(本ニュースレター作成時点では同年2月15日となる予定です。)から施行される予定です。また、会社法施行規則、会社計算規則及び一般法人法施行規則に係る改正規定のうち、株主総会資料の電子提供制度に関する改正規定については、改正法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(改正法の公布の日(2019年12月11日)から3年6か月を超えない範囲内で政令で定める日とされており、具体的な日程は本ニュースレター作成時点では未定です。)から施行される予定です。これは、株主総会資料の電子提供制度を運用するにあたって、振替機関、口座管理機関及び株主名簿管理人においてシステムの改修等が必要となることから、そのための準備期間を考慮したことによるものです。

以下では、会社法施行規則の改正案の内容について概説します。なお、以下で引用する会社法施行規則の条文番号は、特に断らない限り、改正案による改正後のものを意味します。

## 1. 株主総会資料の電子提供制度の創設に伴う規定の新設・整備等

改正法により、株主総会資料の電子提供制度(会社法第 325 条の 2 から第 325 条の 7 まで)が創設されたことに伴い、電子提供措置をとる方法に関する規定(会社法施行規則第 95 条の 2)が新設されています。「第 222 条 1 項 1 号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置」とされていますが、「自動公衆送信装置」とはいわゆるサーバを意味し、要はインターネット上のホームページ(ウェブサイト)を利用する方法ということになります。

また、電子提供措置をとる場合における招集の通知の記載事項に関する規定(同令第 95 条の 3)が新設され、電子提供に利用するウェブサイトのアドレス等の記載が求められています。

さらに、書面交付請求をした株主に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)に記載することを要しない事項に関する規定(同令第 95 条の 4)が新設されており、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象となっていた一部の事項(例えば、株主資本等変動計算書、個別注記表及び連結計算書類)については、定款で定めることにより電子提供措置事項記載書面に記載することを要しないこととされています。

以上のほか、所要の規定の整備が行われることとされています(同令第 41 条第 7 号、第 54 条第 7 号等)。

## 2. 取締役等の報酬等に関する規律の改正に伴う規定の新設・整備等

### (1) 取締役等の報酬等として交付される株式及び新株予約権等に関する規定の新設

改正法により、取締役又は執行役の報酬等として株式若しくは新株予約権又はこれらと引換えにする払込みに充てるための金銭を付与する場合には、定款又は株主総会の決議により法務省令で定める一定の事項を定めなければならないこととされたこと(会社法第 361 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び第 409 条第 3 項第 3 号から第 5 号まで)を受け、その具体的な内容を定める規定(会社法施行規則第 98 条の 2 から第 98 条の 4 まで及び第 111 条から第 111 条の 3 まで)が新設されています。

例えば、取締役に報酬等として株式を付与する場合には、株式の数の上限のほか、①一定の事由が生ずるまで他人に譲り渡さないことを約させるときはその旨と当該一定の事由の概要、②一定の事由が生じたことを条件として会社への無償譲渡を約させるときはその旨と当該一定の事由の概要、③その他割り当てる条件を定めるときはその条件の概要を定めなければならないこととされています。

### (2) 取締役の個人別の報酬等についての決定に関する方針に関する規定の新設

改正法により上場会社等(※)の取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定することを義務付けられていることから(会社法第 361 条第 7 項)、当該方針の具体的な内容を定める規定(会社法施行規則第 98 条の 5)が新設されており、その内容は以下のとおりです。

- ① 業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針(なお、業績指標としては、例えば、株価、損益計算書上の数値(売上高、営業利益、経常利益、当期純利益等)、自己資本利益率(ROE)等を用いることが考えられます。)
- ② 非金銭報酬等(株式や新株予約権等)がある場合には、非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定方針
- ③ 上記①②以外の報酬等の額又は算定方法の決定方針
- ④ 報酬等の種類ごとの割合の決定方針
- ⑤ 報酬等を与える時期又は条件の決定方針
- ⑥ 個人別の報酬等の内容の決定を再一任する場合には、(i)委任を受ける者の氏名又は会社における地

位・担当、(ii)委任する権限の内容及び(iii)権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときはその内容

- ⑦ 上記⑥以外の個人別の報酬等の内容の決定方法(任意の報酬委員会を設置し、当該報酬委員会の意見を踏まえて取締役会で決定するなど)
- ⑧ その他重要な事項

※「上場会社等」とは、監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限ります。)であって、有価証券報告書の提出義務がある会社及び監査等委員会設置会社を指します。以下同様です。

### (3) 事業報告に関する規定の改正

株主において、報酬等の内容がインセンティブ付与の観点から適切に定められているか否かを判断できるように、事業報告における開示事項を充実すべきであるとの指摘を受け、以下の見直しが行われています。

- ① 取締役、会計参与、監査役又は執行役の報酬等に関する記載事項を拡充すること(会社法施行規則第121条第4号イ及びロ並びに第5号の2から第6号の3まで)
 

具体的には、例えば、

  - ✓ 報酬等の種類ごとの総額
  - ✓ 業績連動報酬等を付与している場合においては、(i)業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由、(ii)業績連動報酬等の額又は数の算定方法、(iii)業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標の数値
  - ✓ 非金銭報酬等を付与している場合においては、当該非金銭報酬等の内容
  - ✓ 報酬等についての株主総会の決議の日、決議の内容及び当該定めに係る取締役の員数
  - ✓ 上記(2)の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めている場合には、(i)当該方針の決定の方法、(ii)当該方針の内容の概要、(iii)当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役が判断した理由
  - ✓ 個人別の報酬等の内容の決定を再一任している場合においては、(i)その旨、(ii)委任を受ける者の氏名又は会社における地位・担当、(iii)委任する権限の内容及び(iv)権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にはその内容
- ② 報酬等として付与された株式や新株予約権等に関する記載事項(株式の数・新株予約権等の内容の概要及びこれらを有する者の人数)を追加すること(同令第122条第1項第2号及び第123条第1号)

なお、経過措置が設けられており、施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録については、上記にかかわらず、なお従前の例によることとされています(改正省令案附則第2条第11項)。

## 3. 会社補償・D&O 保険に関する規律の導入に伴う規定の新設・整備等

### (1) 役員等賠償責任保険契約に関する規定の新設

改正法においては、取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(以下、本項において「役員等」といいます。)のために締結される保険契約から、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除いたものを「役員等賠償責任保険契約」(会社法第430条の3第1項)と定義しており、主にD&O保険やそれに準じる保険に係る保険契約が想定されています。

これを受けて、役員等賠償責任保険契約に該当しない保険契約を定める規定(会社法施行規則第 115 条の 2)が新設されており、除外される保険契約としては、生産物賠償責任保険(PL 保険)、企業総合賠償責任保険(CGI保険)、使用者賠償責任保険、個人情報漏洩保険、自動車損害賠償責任保険、任意の自動車保険、海外旅行保険等に係る保険契約が想定されています。

## (2) 役員等の選任議案に関する規定の改正

改正法による補償契約及び役員等賠償責任保険契約に関する規定の新設(会社法第 430 条の 2 及び第 430 条の 3)に伴い、役員等の選任議案を株主総会に提出する場合における株主総会参考書類に、補償契約や役員等賠償責任保険契約の内容の概要を記載しなければならないとされています(会社法施行規則第 74 条第 1 項第 5 号及び第 6 号、第 74 条の 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号、第 75 条第 5 号及び第 6 号、第 76 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 77 条第 6 号及び第 7 号)。

なお、経過措置が設けられており、これらの規定は、施行日後に締結される補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用されることとなります(改正省令案附則第 2 条第 6 項)。

## (3) 事業報告に関する規定の改正

補償契約は、その性質上、役員等のモラルハザードを生じさせるおそれがあり、また、補償契約には、利益相反性が典型的に高いものもあるため、その内容は株主にとって重要な情報であるとの指摘を受け、事業年度の末日において公開会社、会計参与設置会社又は会計監査人設置会社である株式会社については、補償契約に関する以下の事項を事業報告の内容に含めなければならないこととされています(会社法施行規則第 121 条第 3 号の 2 から第 3 号の 4 まで、第 125 条第 2 号から第 4 号まで、第 126 条第 7 号の 2 から第 7 号の 4 まで)。

- ① 補償契約を締結している役員の氏名
- ② 補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含みます。)
- ③ 役員に対して防御費用を補償した会社が、当該事業年度において、当該役員の職務の執行に関し、当該役員に責任があること又は当該役員が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨
- ④ 当該事業年度において、会社が、役員に対し、賠償金や和解金を補償したときは、その旨及び補償した金額

また、役員等賠償責任保険契約については、実務上、取締役の全員が被保険者となることが多いことを踏まえると、株主に対し、当該契約に関する情報を開示する必要性が高いとの指摘や、会社が抱えているリスクを投資家が評価する際に保険契約の内容等がその指標として機能するため、会社が締結している役員等賠償責任保険契約の内容は、投資家にとっても重要な情報であるとの指摘を受け、事業年度の末日において公開会社である株式会社については役員等賠償責任保険契約に関する以下の事項を事業報告の内容に含めなければならないこととされています(同令第 119 条第 2 号の 2、第 121 条の 2)。

- ① 保険者の氏名・名称
- ② 被保険者の範囲
- ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要(役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含みます。)

なお、経過措置が設けられており、これらの規定は、施行日後に締結される補償契約及び役員等賠償責任

保険契約について適用されることとなります(改正省令案附則第 2 条第 10 項)。

## 4. 社外取締役の設置の義務付け等に伴う規定の削除・整備等

### (1) 社外取締役を置くことが相当でない理由に関する規定の削除等

改正法により上場会社等は社外取締役を置くことが義務付けられること(会社法第 327 条の 2)に伴い、社外取締役を置いていない一定の株式会社が取締役の選任議案を株主総会に提出する場合において、社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類に、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならないこととする規定(改正前の会社法施行規則第 74 条の 2)が削除されるとともに、所要の規定の整備が行われています(改正前の会社法施行規則第 94 条第 1 項第 2 号の削除)。

なお、経過措置が設けられており、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、上記改正前の会社法施行規則第 74 条の 2 の削除にかかわらず、なお従前の例によることとされています(改正省令案附則第 2 条第 7 項)。

### (2) 定義規定の改正

会社法施行規則第 2 条について、改正法により上場会社等は社外取締役を置くことが義務付けられること(会社法第 327 条の 2)に伴う「社外役員」(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号ロ)及び「社外取締役候補者」(同項第 7 号ロ)の定義の見直し、改正法において業務執行の社外取締役への委託に関する規定が設けられたこと(会社法第 348 条の 2)に伴う「業務執行者」(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号イ)の定義の見直しその他の所要の改正が行われています。

なお、経過措置が設けられており、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類や、施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、上記「社外役員」(同令第 2 条第 3 項第 5 号ロ)及び「社外取締役候補者」(同項第 7 号ロ)の定義の見直しにかかわらず、なお従前の例によることとされています(改正省令案附則第 2 条第 8 項、同条第 9 項)。また、施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録及び施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る株式会社の事業報告における改正前の会社法施行規則第 124 条第 2 項の理由(事業年度の末日において社外取締役を置いていない一定の会社における社外取締役を置くことが相当でない理由)の記載又は記録については、上記「社外役員」(同令第 2 条第 3 項第 5 号ロ)の定義の見直しにかかわらず、なお従前の例によることとされています(改正省令案附則第 2 条第 11 項)。

### (3) 事業報告に関する規定の改正

改正法により上場会社等は社外取締役を置くことが義務付けられること(会社法第 327 条の 2)に伴い、事業年度の末日において社外取締役を置いていない上場会社等は、社外取締役を置くことが相当でない理由を当該事業年度に係る事業報告に記載しなければならないこととする規定等(改正前の会社法施行規則第 124 条第 2 項及び第 3 項)が削除されるとともに、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を記載しなければならないこととされています(同令第 124 条第 4 号ホ)。

なお、経過措置が設けられており、施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録及び施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る株式

会社の事業報告における改正前の会社法施行規則第 124 条第 2 項の理由(事業年度の末日において社外取締役を置いていない一定の会社における社外取締役を置くことが相当でない理由)の記載又は記録については、なお従前の例によることとされています(改正省令案附則第 2 条第 11 項)。

## 5. 社債に関する規律の導入に伴う規定の新設・整備等

### (1) 社債管理補助者に関する規定の新設・整備

改正法により社債管理補助者制度が新設されること(会社法第 676 条第 7 号の 2 及び第 8 号の 2、第 714 条の 2 から第 714 条の 7 まで等)から、社債管理補助者を置く場合における社債の募集事項の内容や社債管理補助者の資格等に関する規定を新設するなどの所要の改正がされています(会社法施行規則第 162 条第 5 号から第 7 号まで、第 163 条第 2 号、第 165 条第 6 号、第 8 号及び第 11 号、第 171 条の 2、第 173 条第 1 項第 2 号ハ並びに第 177 条第 3 項第 4 号及び第 5 号)。

例えば、社債管理補助者は、破産手続参加等をする権限や、委託契約に定める範囲内において社債に係る債権の実現を保全するために必要な裁判上又は裁判外の行為をする権限等を有するため、銀行や信託会社等のほか、弁護士及び弁護士法人が社債管理補助者となることができることとされています(同令第 171 条の 2)。

なお、経過措置が設けられており、施行日前に改正法による改正前の会社法第 676 条に規定する事項の決定があった場合におけるその募集社債及び施行日前に会社法第 238 条第 1 項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその新株予約権付社債の発行の手続については、会社法施行規則第 162 条及び第 163 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとされています(改正省令案附則第 2 条第 13 項)。

### (2) 社債権者集会の決議の省略に関する規定の新設

改正法により社債権者集会の決議の省略(いわゆる書面決議)の制度が新設されることから(会社法第 735 条の 2)、社債権者集会の決議の省略がされた場合における社債権者集会の議事録の記載事項に関する規定を新設するなどの所要の改正がされています(会社法施行規則第 177 条第 4 項、第 226 条第 33 号、第 232 条第 31 号及び第 234 条第 44 号)。

## 6. 株式交付制度の創設に伴う規定の新設・整備等

### (1) 株式交付子会社に関する規定の新設

改正法により新たに規定される「株式交付」(会社法第 2 条第 32 号の 2)について、同号の委任に基づき、株式交付により他の株式会社を子会社としようとする場合における子会社(株式交付子会社)の範囲を定める規定(会社法施行規則第 4 条の 2)が新設されています。

具体的には、他の株式会社を、自己の計算において所有している議決権の数を基準として該当の有無を判断できる会社法施行規則第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる子会社としようとする場合に限り、株式交付をすることができることとし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる場合に該当する子会社としようとする場合には、株式交付をすることができないこととされています。これは、株式交付の手続を進め、効力発生日が到来した後に、株式交付の要件を充足しないこととなると法律関係が混乱するおそれがあるため、株式交付に関する規律の対象範囲は、事前に判断することができる客観的かつ形式的な基準によって定めるべきであると考えられたことによるものです。

### (2) 株式交付に関する規定の新設・整備

改正法により、株式交付に関する規定が新設されたこと(会社法第 774 条の 2 から第 774 条の 11 まで、第 816 条の 2 から第 816 条の 10 まで等)に伴い、以下の改正が行われています。

#### ア 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みに関する規定

株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項に関する規定及び申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合に関する規定(会社法施行規則第 179 条の 2 及び第 179 条の 3)が新設されています。

#### イ 株式交付親会社の事前開示事項及び事後開示事項に関する規定

株式交付親会社の事前開示事項及び事後開示事項に関する規定(会社法施行規則第 213 条の 2 及び第 213 条の 9)が新設されています。

#### ウ 株式交付計画の承認に関する議案に関する規定

取締役が株式交付計画の承認に関する議案を株主総会に提出する場合における株主総会参考書類に記載すべき事項を定める規定(会社法施行規則第 91 条の 2)が新設されています。

具体的には、①株式交付を行う理由、②株式交付計画の内容の概要、③当該株式会社が株式交付親会社である場合、招集決定をした日において株式交付に際して本店等における備置き、閲覧等を通じて開示すべき事前開示事項(一部の事項を除きます。)があるときは、その内容の概要を記載すべきこととされています。

なお、経過措置が設けられており、施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例によることとされております(改正省令案附則第 2 条第 9 項)。

#### エ その他の改正

その他、子会社による親会社株式の取得の禁止の例外に、他の会社が行う株式交付に際して親会社株式の割当てを受ける場合を追加すること(会社法施行規則第 23 条第 4 号)、株式交付の場合の一株当たり純資産額の算定における算定基準日に関する規定を新設すること(同令第 25 条第 6 項第 10 号)、自己の株式を取得することができる場合に、株式交付における反対株主の株式買取請求に応じて当該株式会社の株式を取得する場合を追加すること(同令第 27 条第 5 号)、監査の範囲が限定されている監査役の調査の対象事項に、株式交付により、株式交付親会社が株式交付子会社の株式又は新株予約権等を譲り受け、その対価として株式交付親会社の株式が交付される場合において計上すべき資本金及び準備金の額に関する事項を追加すること(同令第 108 条第 3 号及びび又)、清算株式会社が自己の株式を取得することができる場合に、株式交付における反対株主の株式買取請求に応じて当該清算株式会社の株式を取得する場合を追加すること(同令第 151 条第 5 号)のほか、所要の改正が行われています(同令第 213 条の 3 から第 213 条の 8 まで、第 213 条の 10、第 226 条第 42 号及び第 43 号、第 232 条第 36 号、第 234 条第 53 号及び第 54 号並びに第 236 条第 27 号及び第 28 号)。

## 7. その他

### (1) 全部取得条項付種類株式の取得及び株式の併合における事前開示事項に関する規定の改正

全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用し、現金を対価として少数株主の締出しをする場合

における端数処理手続(会社法第 234 条及び第 235 条)について、情報開示を充実させるため、事前開示手続(同法第 171 条の 2 及び第 182 条の 2)において本店に備え置かなければならない書面又は電磁的記録に、競売又は任意売却の別、株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等を記載し、又は記録しなければならないものとされています(会社法施行規則第 33 条の 2 第 2 項第 4 号及び第 33 条の 9 第 1 号口)。

なお、経過措置が設けられており、施行日前に会社法第 171 条第 1 項又は第 180 条第 2 項の株主総会の決議がされた場合には、事前開示事項についてはなお従前の例によることとされています(改正省令案附則第 2 条第 2 項、同条第 3 項)。

## (2) 役員等の選任議案に関する規定の改正

役員等候補者に関する株主総会参考書類の記載事項に関する見直しとして、上記 3(2)のほか、①上場子会社における少数株主保護の議論等を踏まえ、株主総会参考書類における役員(取締役及び監査役)候補者と親会社等の関係に関する記載事項を拡充するとともに(会社法施行規則第 74 条第 3 項第 3 号並びに第 4 項第 7 号口及びハ、第 74 条の 3 第 3 項第 3 号及び第 4 項第 7 号口及びハ並びに第 76 条第 3 項第 3 号及び第 4 項第 6 号)、②社外取締役の活用に関する議論等を踏まえ、社外取締役候補者に期待される役割を株主総会参考書類の記載事項とすることとされています(同令第 74 条第 4 項第 3 号及び第 74 条の 3 第 4 項第 3 号)。その他、所要の規定の整備も行われています(同令第 74 条第 4 項第 4 号及び第 74 条の 3 第 4 項第 4 号)。

なお、経過措置が設けられており、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載や、施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、上記①にかかわらず、なお従前の例によることとされています(改正省令案附則第 2 条第 7 項、同条第 9 項)。

## (3) 事業報告に関する規定の改正

上記 2(3)、3(3)及び 4(3)のほか、上場子会社における少数株主保護の議論等を踏まえ、株式会社に親会社がある場合において、当該親会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在するときは、事業報告においてその内容の概要を記載しなければならないこととされています(会社法施行規則第 120 条第 1 項第 7 号)。

なお、経過措置が設けられており、施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録については、なお従前の例によることとされています(改正省令案附則第 2 条第 11 項)。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 塚本 英巨([hideo.tsukamoto@amt-law.com](mailto:hideo.tsukamoto@amt-law.com))  
弁護士 坂本 佳隆([yoshitaka.sakamoto@amt-law.com](mailto:yoshitaka.sakamoto@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。